# 東京都板橋区母親学級実施要綱

平成 14 年 11 月 20 日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び東京都板橋 区立健康福祉センター条例(平成8年板橋区条例第38号。以下「センター 条例」という。)に基づき、妊娠期及び産じょく期の女性並びに乳児に関す る保健指導及び知識の普及を図るため、板橋区(以下「区」という。)が実 施する母親学級事業(以下「母親学級」という。)にあたって、基本的事項 を定めることを目的とする。

#### (対象者)

第2条 母親学級の対象は、区内在住の初めて出産する妊産婦、乳児の父親若 しくは祖父母、又はそれらの者に準じる者とする。

#### (実施場所)

第3条 母親学級の実施場所は、センター条例に基づき設置された区の健康福祉センター(以下「センター」という。)及びセンター所長の指定する場所とする。

## (利用回数)

第4条 母親学級を利用できる回数は、同一講座につき一年度1回とする。 (事業内容)

第5条 母親学級の事業内容は、第2条の対象者に対する母性又は乳児の養育 に関する保健指導の実施及び知識を深めるため講座等を開催する。

## (費用負担)

第6条 母親学級の受講料は、無料とする。ただし、教材費などの費用については、受講者に実費弁償を求めることができる。

# (記録の保存)

第7条 センターは、母親学級の関係書類を3年間保存するものとする。

# (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、母親学級に関し必要な事項については、板橋区保健所長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する

# 付 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する